

「未来応援、アクション」への賛同商品等の募集要項

1 趣旨

「未来応援、アクション」(以下「未来応援」という。) では、商品やサービスの購入などを通じて気軽に寄附ができる仕組みを作り、多くの皆様から寄附を募り、関心を高めることで、子ども・若者を取り巻く社会課題の解決に向けた取組を支援することを目指します。趣旨に御賛同いただいた企業等が、県へ登録した商品など(以下「賛同商品等」という。)を販売などした場合、その売り上げなどに応じて寄附をいただきます。県民の皆様による賛同商品等の購入などが、子ども・若者に関する取組を応援することにつながります。

2 募集期間

令和6年10月1日(火曜日)から

3 募集する賛同商品等

次の(1)から(4)を全て満たす必要があります。

(1) 次の①から③のいずれかに該当すること。

- ① 未来応援への賛同を主な目的として販売する商品若しくはサービス又は行うイベント(例:チャリティーセールやチャリティーコンサート)等であること。
- ② 継続的な実施が予定されるイベント内で実施する企画等(例:定例イベント内のチャリティー物販)であること。
- ③ その他、県が①及び②に類似するものとして認めるもの。

(2) 社会通念に照らして、公序良俗に反しないこと。

(3) 政治的及び宗教的な目的を有しないこと。

(4) 申請時点で既に販売・実施済のものの申請も可能です。申請時点で未販売・未実施(これから販売・実施予定)の場合は誓約が必要です。なお、販売・実施の終期は未定でも構いません。

4 応募資格

次の(1)から(5)を全て満たす必要があります。

(1) SDGsの取組を進めており、未来応援の趣旨に賛同していること。

(2) 県税等に未納がないこと。

(3) 神奈川県暴力団排除条例(令和4年9月6日条例第55号)第2条第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

(4) 過去3年以内に、重大な法令違反がないこと。

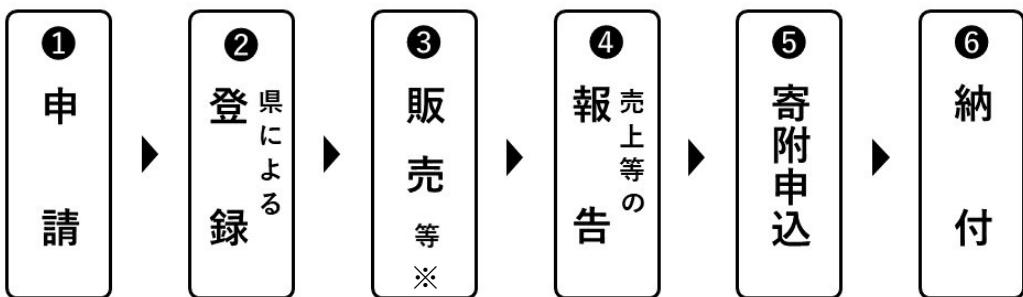
(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第123号)

第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類する事業を行っていないこと
(第1項第4号又は第5号のいずれかに該当する営業は除く。)。

5 賛同商品等に対する支援

県は、ホームページや記者発表などで広報します。

6 申請から納付までの流れ（概要）



※「①申請」や「②県による登録」前から販売・実施している商品等も申請の対象になります。

7 申請方法・登録

神奈川県電子申請システムにより、申請してください。

申請受付後、県が申請内容を確認の上、申請要件を満たし、かつ、未来応援に相応しいと判断した場合は、賛同商品等として、順次、登録します（県ホームページ等への掲載時期は調整による。）。

なお、県は、次のいずれかに該当する場合には登録を取り消すことができます。

- (1) 申請内容に虚偽の記載がある等の不正がある場合
- (2) 本要項の規定に違反した場合
- (3) 申請者に未来応援の趣旨に反する重大な行為があった場合
- (4) (1) から(3)に該当する事態に至ると強く推認される場合
- (5) 8(1)に定める報告等が適切に行われていない場合
- (6) その他、この事業の趣旨に明らかに合わない商品と認められた場合

【神奈川県電子申請システム】

(URL:https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=82749)

8 申請者の責務

申請者は賛同商品等に関する一切の責任を負うものとします。また、賛同商品等の販売・実施等に係る費用は申請者が負担するものとします。

また、報告・寄附等に当たっては、以下(1)、(2)のとおり行うものとします。

(1) 報告等

申請者は、原則として、当該年度の4月1日から9月30日までの間に販売する賛同商品等に関しては、販売終了の日から1か月を経過した日又は当該年度の10月31日のうち、先に到来する日までに、また当該年度の10月1日から3月31日までの間に販売する賛同商品等に関しては、販売終了の日から1か月を経過した日又は当該年度の翌年度の4月30日のうち、先に到来する日までに、県指定の様式により、各期間の賛同商品等の販売・実施に係る寄附額等を報告するものとします。

なお、必要に応じて、別途県が販売状況等のヒアリングの実施や補足資料の提出等を求める場合があります。

(2) 寄附

申請者は、報告に基づいて、報告日から2か月を経過する日までに、別紙「県が指定する寄附先」に対して、寄附申込の上、寄附金を納付するものとします。

なお、賛同商品等の販売終了日を待たず、賛同商品等の売上の一一部を寄附する場合は、別途県と調整するものとします。

9 ロゴマークの使用等

申請者は、登録商品等について、ロゴマーク運用マニュアルに則り、県が定めるロゴマーク等を使用し、登録商品等であることを明示することができます。ただし、申請者が登録商品等を広報する際に、登録商品等の性能や品質等について、県が優良評価・推奨しているとの誤解を惹起させるような表現を使用することはできません。

10 その他

この要項は、県において、事前の通知なく変更することができます。

※申請ページ等の詳細は県HPをご確認ください。

(URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/futureaction.html>)

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年10月31日から施行する。

県が指定する寄附先（8 申請者の責務関係）

	使途	寄附窓口
1	子ども食堂等への支援	・NPO 法人 セカンドリーグ神奈川
2	困難を抱える若者等の社会への 巣立ち支援	・認定 NPO 法人神奈川子ども未来ファンド (対象：生活困窮等若者巣立ち応援事業) ※法人からの寄附の最低受入額は、原則 2 万円 になります（1 口 1 万円、2 口から）。
3	子ども・子育て支援	・県子ども・子育て基金

※納付方法等は県 HP を参照

（URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/futureaction.html>）

※なお、寄附金の一部は寄附先 NPO 法人の使途事業に係る事務経費に充てられます。